

「働き方改革」の専門家を 無料で派遣します！

個別訪問による相談支援

社会保険労務士等の専門家が**事業所を5回まで訪問**し、課題解決のための**改善提案**を行います！

セミナーへの講師派遣

事業主団体等が会員企業等を対象に**セミナー**を開催する場合は、専門家を**講師として派遣**します！

ご相談やセミナーの内容

- ◇ 時間外労働の上限規制について
- ◇ 年5日の年次有給休暇の確実な取得について
- ◇ 正社員と非正規社員との不合理な待遇差の禁止について

- ◇ 働き方改革関連法全般について
- ◇ 人材確保に資する技術的な相談
- ◇ 賃金規定の整備・賃金引き上げに向けた環境整備
- ◇ 助成金について

FAX申込書

必要事項をご記入いただき、下記FAX番号にお送りください。

会社名		業種	
住所			
TEL		従業員数	人
担当者名(部署・役職を含む)			
訪問支援を希望しますか？	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	

宛先 福岡働き方改革推進支援センター 行

FAX:092-734-3670

ご相談窓口・お問い合わせ先

福岡働き方改革推進支援センター

〈厚生労働省福岡労働局委託事業〉

〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-13 天神MMTビル7階
(株)東京リーガルマインド(LEC)福岡本校内

☎0800-888-1699

受付時間

9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

E-mail

fukuoka-hatarakikata@lec-jp.com



働き方改革関連法の重要改正項目

1 時間外労働の上限規制(労働基準法)

原則 月45時間 年360時間

* 臨時的な特別な事情がある場合でも

時間外労働 年720時間以内

時間外労働+休日労働 月100時間未満かつ2~6か月平均80時間以内

施行日 平成31年4月1日(中小企業は令和2年4月1日)

2 年5日の年次有給休暇の確実な取得(労働基準法)

年次有給休暇が10日以上付与されている労働者(管理監督者、有期雇用労働者も含まれる)について、5日は取得時季を指定して年次有給休暇を取得させなければなりません。

施行日 平成31年4月1日(中小企業も同じ)

3 正社員と非正規社員との不合理な待遇差の禁止

(パートタイム・有期雇用労働法)

同一企業で働く正社員と短時間労働者、有期雇用労働者との間で、基本給や賞与などあらゆる待遇について不合理な差を設けることが禁止されます。

正社員と短時間労働者、有期雇用労働者の待遇に違いがある場合、その違いは働き方や役割の違いに応じたものでなければなりません。

施行日 令和2年4月1日(中小企業は令和3年4月1日)

《問合せ先》

■労働基準法については

福岡労働局労働基準部監督課(092-411-4862)

または各労働基準監督署へ

■パートタイム・有期雇用労働法については

福岡労働局雇用環境・均等部指導課(092-411-4894)へ

福岡働き方改革推進支援センターは無料で

働き方改革に取り組む事業主の皆さまからの相談に応じます。

